

岩出市第5次行政改革大綱



令和8年3月
岩出市

目 次

第1 岩出市第5次行政改革大綱策定の趣旨

- 1 行政改革大綱の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 行政改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 行政改革のこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 行政改革推進の基本方針

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3 行政改革の推進期間及び推進体制

- 1 行政改革の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 行政改革実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 行政改革推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 岩出市第5次行政改革大綱策定の趣旨

1 行政改革大綱の位置付け

本市では、まちづくりの根幹となる計画である「岩出市長期総合計画」に基づき、「対話と協調」をまちづくりの理念に、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、各施策を推進しています。

行政改革大綱は、事務事業等の改革改善を通じて市の将来像の実現に向けた施策・事業の効率的・効果的な行政運営を推進するためのものです。

2 行政改革の必要性

我が国の総人口は、平成20年をピークに減少局面に入り、令和6年10月1日現在の総務省「人口推計」によると、1億2,380万2千人で14年連続減少となっています。

継続的に人口が増加していた本市においても、令和5年度をピークに人口が減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した人口推計によると、県内他市町村より減少幅は小さいですが、令和22年には50,000人を下回ると予測されています。【図表1】

また年齢区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）はともに減少し続け、令和22年には約3人に1人が65歳以上となる社会が予測されています。【図表2】

これらのことから、本市の財政面においては、「健全財政の堅持」を財政運営の軸とし、経常経費の削減と自主財源の確保に努めておりますが、人口減少の影響を受け、今後ますます厳しい財政運営となっていくことは想像に難くありません。

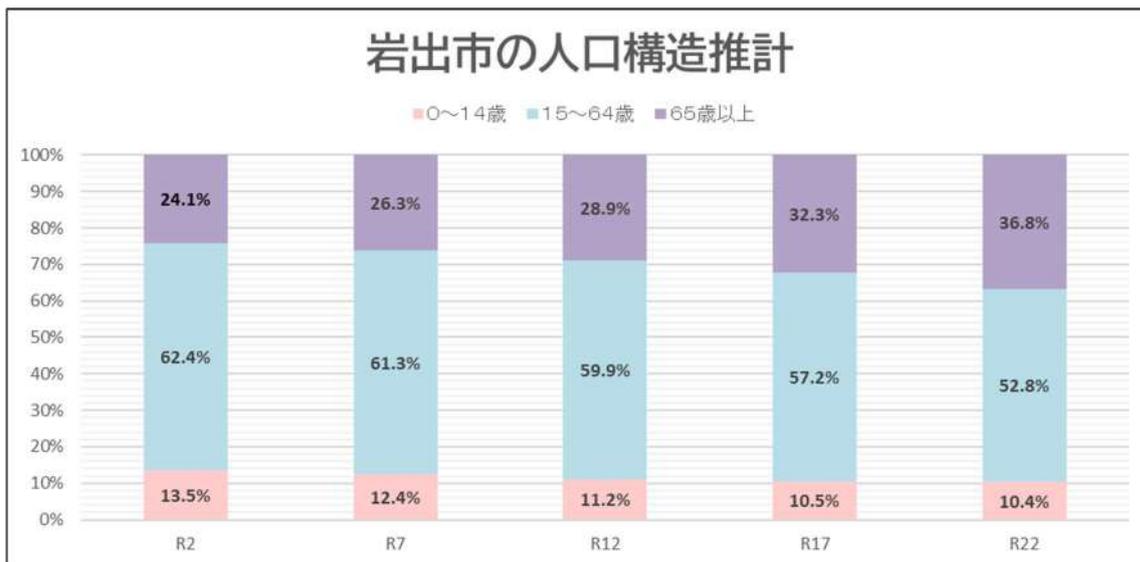
【図表1】



R7までの人口は3月31日時点

R12以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計(R5公表)

【図表2】



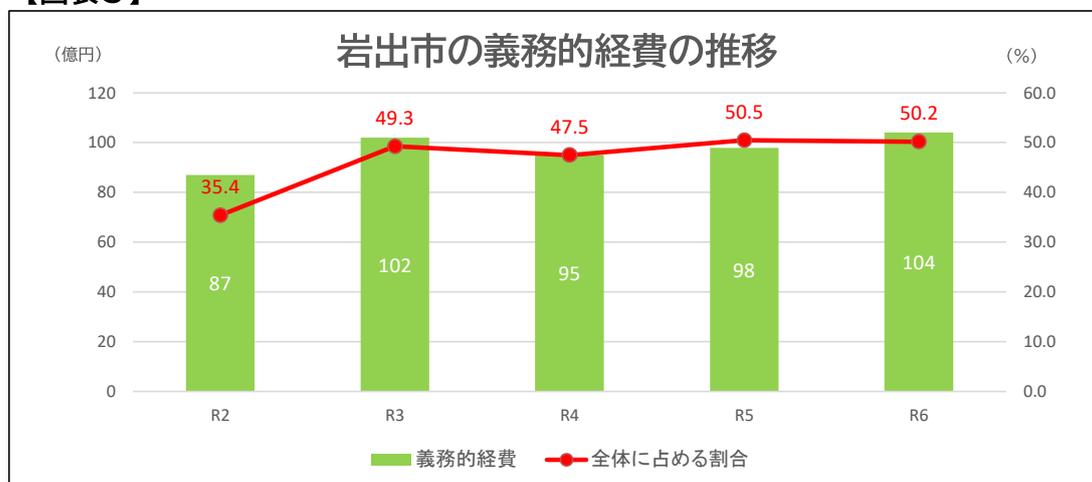
国立社会保障・人口問題研究所による推計(R5公表)

具体的には、生産年齢人口が減少することで経済活動が縮小し税収が減る一方、義務的経費である社会保障関係費や人件費、老朽化した公共施設の更新費用、物価高騰による各種経費等は今後とも増大していくと思われます。【図表3】

さらに、今後高い確率で発生すると予測されている南海トラフ地震等に対する防災・減災対策、災害が発生した場合を想定した初動体制の確立、また新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、非対面・非接触による行政手続き・サービスのデジタル化が急速に浸透したことで、それらへの対応が急務となっています。その一方で、年々多様化・複雑化する住民サービスに対して、職員一人当たりの業務量が相対的に増えています。

社会の変化に柔軟に対応しながら、将来にわたって安定して質の高い住民サービスを維持・向上を図っていくためには、これまで以上に行政改革を推進し、限られた行政資源を活用しながら効率的に対応していく必要があります。

【図表3】



3 行政改革のこれまでの取組

昭和61年に岩出町第1次行政改革大綱を策定してから、行政運営の効率化を目指し、行政改革に取り組んでまいりました。

平成18年の市制施行時に定めた岩出市第1次行政改革大綱では、地方分権社会など急激に変化する社会情勢等に対応するための見直しを行いました。続く岩出市第2次、第3次大綱でも事務事業の見直しを行うなど、各分野において実施計画で定めた具体的取組について改善・推進を行ってきました。

令和3年に定めた第4次大綱では、指定管理者制度の推進や行政手続きの見直し等をより進めることにより、業務の効率化・住民の利便性向上を図ってきました。

第2 行政改革推進の基本方針

1 基本方針

市の将来像実現のため、「行政運営の効率化による住民サービスの向上」と「健全な財政運営の堅持」の2点を柱とし、引き続き行政運営の改革に取り組みます。

(1) 行政運営の効率化による住民サービスの向上

事務事業については、その効果等を再度検証し、新たな行政課題や住民ニーズ、生活スタイルの変化に的確に対応する必要があります。その一方で、前述のとおり行政資源が制約されていくなかで、例えば指定管理者制度やデジタルサービスの推進など効果的・効率的な行政運営が求められています。

具体的には、

① 行政を取り巻く環境の変化への対応

人口構造の変化や求められる住民ニーズの変化等に対応した、質の高い住民サービスの提供を目指します。

同時に、サービスを提供できる職員人材の確保や育成、労働環境の整備も行います。

② 民間活力の活用

指定管理者制度の導入や民間委託等を推進することで、効果的な行政運営を図ります。また、持続可能な住民サービスを今後維持するために、コストを低減しながら、より高い質の住民サービスを図る手法（PPP/PFI等）を研究していきます。

(2) 健全な財政運営の堅持

住民サービスを安定的に提供するためには、健全な財政運営を堅持することが必要であり、財政基盤の維持強化を図っていきます。

経常経費の削減と義務的経費の抑制に努めるとともに、投資的事業の厳選・重点化をすすめます。

また自主財源の確保や住民に対する公平性・信頼性の観点からも、市税や使用料などに対する徴収対策の一層の強化に取り組みます。

具体的には、

① 市税等徴収率の向上

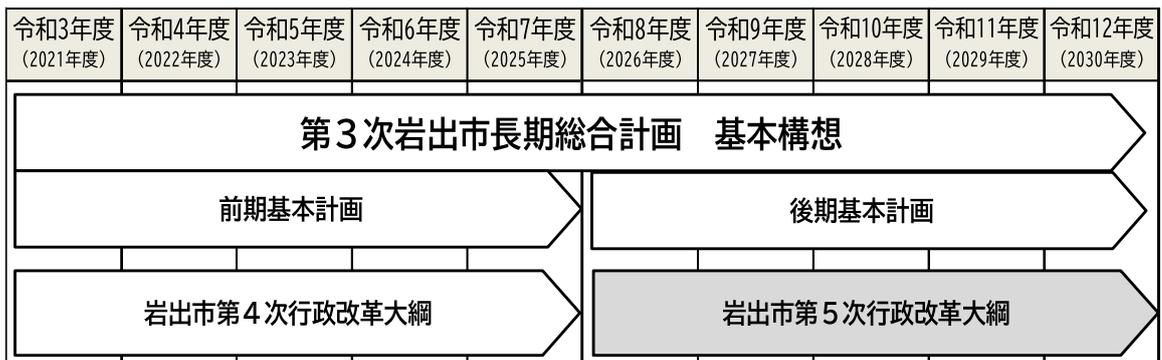
歳入の確保と公平公正な負担を実現するため、各種税・料金の徴収を強化します。また同時に、収納方法等の多様化についても随時検討してまいります。

② 健全な財政運営

経常経費の削減に努めるとともに、市有財産の活用や広告収入等、市税以外の自主財源の確保に努めます。

第3 行政改革の推進期間及び推進体制

1 行政改革の推進期間



2 行政改革実施計画

基本方針に基づいた具体的な取組や、数値目標を定めた「岩出市行政改革実施計画」を作成することで進捗管理を行い、改革を着実に推進します。

3 行政改革推進体制

(1) 岩出市行政改革推進委員会

岩出市行政改革推進委員会条例に基づき、市政について優れた識見を有する者で構成される行政改革推進委員会を設置し、改革の取組について審議を行い、市長に対して必要な助言・提言を行います。

(2) 岩出市行政改革推進本部

岩出市行政改革推進本部設置要綱に基づき、市長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、行政改革に関する計画の進捗について全庁的に審議し、改革の推進に取り組みます。

